

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	8					10	5	5		5	5	6000円	6000円 (※郵便料を現金・電子納付をする場合、郵便切手で納付する場合は不要。)	【郵便切手・予納金共通】被告が1名増すごとに3000円分を追加 (郵便切手の内訳) 500円4枚 110円4枚 100円4枚 10円16枚
民事調停	民事調停						6		3			4	850円	4000円 (※郵便料を現金・電子納付をする場合、郵便切手で納付する場合は不要。)	【郵便切手】 相手方が1名増すごとに380円分を追加 (内訳) 110円3枚 50円1枚 【予納金】 相手方が1名増すごとに3000円分を追加
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)						1						110円	700000円	郵便切手は送付先を明記した返信用封筒に貼付又は送付先を明記した料金受取人払封筒 予納金は不動産5物件まで70万円、不動産10物件まで100万円。ただし、先行事件がある場合は原則30万円(個別に考慮する場合あり。なお、11物件以上の場合も個別に考慮)
	強制競売申立て						1						110円	700000円	郵便切手は送付先を明記した返信用封筒に貼付又は送付先を明記した料金受取人払封筒 予納金は不動産5物件まで70万円、不動産10物件まで100万円。ただし、先行事件がある場合は原則30万円(個別に考慮する場合あり。なお、11物件以上の場合も個別に考慮)
	債務名義に基づく債権差押え	4					11		1		2		3300円		1. 債務者が1名増すごとに命令正本送達分 1220円 2. 第三債務者が1名増すごとに(陳述催告の申立てあり) 命令正本送達分 1290円 陳述書裁判所送付分 460円 陳述書債権者送付分 110円 3. 第三債務者が1名増すごとに(陳述催告の申立てなし) 命令正本送達分 1220円 を追加 目録の枚数により、郵便切手を追加していただくことがあります。
	養育費等に基づく債権差押え	4					11		1		2		3300円		1. 債務者が1名増すごとに命令正本送達分 1220円 2. 第三債務者が1名増すごとに(陳述催告の申立てあり) 命令正本送達分 1290円 陳述書裁判所送付分 460円 陳述書債権者送付分 110円 3. 第三債務者が1名増すごとに(陳述催告の申立てなし) 命令正本送達分 1220円 を追加 目録の枚数により、郵便切手を追加していただくことがあります。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事執行	抵当権に基づく物上代位としての 賃料差押え	4					11		1		2		3300円		1. 債務者と所有者が異なる 場合 命令正本送達分 1220円 2. 第三債務者が1名増すご とに(陳述催告の申立てであ り) 命令正本送達分 1290円 陳述書裁判所送付分 460円 陳述書債権者送付分 110円 3. 第三債務者が1名増すご とに(陳述催告の申立てな し) 命令正本送達分 1220円 を追加
	財産開示	8					10	5	5		5	5	6000円	6000円 (※郵便料を現金・電子納 付をする場合、郵便切手で 納付する場合は不要。)	※予納金の場合、申立書提出 後、裁判所から「保管金 提出書」を郵送しますので、 申立人宛での返送用封筒1 通(料金受取人払又は110 円切手を貼付)を提出してく ださい。
	情報取得						2						220円	(預貯金債権等) 5000円 (給与債権) 6000円	※110円切手は、いずれも 申立人宛て封筒に貼付して ください(料金受取人払封 筒でも可)。 (預貯金債権等) ※第三者が1名増すごとに 予納金4000円及び申立人 宛て封筒1通(料金受取人 払又は110円切手を貼付) 追加 (給与債権) ※第三者が1名増すごとに 予納金2000円及び申立人 宛て封筒1通(料金受取人 払又は110円切手を貼付) 追加
保全	債権仮差押	4					10		1		2		3190円		第三債務者が1名増すごと に 命令正本送達分 1290円 陳述書裁判所送付分 460円 陳述書債権者送付分 110円 を追加
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	2	2				5						2250円		目録の枚数により、郵便切 手を追加していただくことが あります。
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2					3						1330円		
破産関係	特別清算	2			1		7		1			10	2090円	50000円(送納可能性あり)	
保護命令	保護命令	2					2	3	3		3	7	1800円		
労働審判	労働審判	4					6	6	2		2	10	3500円	3500円 (※郵便料を現金・電子納 付をする場合、郵便切手で 納付する場合は不要。)	
商事非訟	清算人選任	1		1			11		2	1			2150円	裁判所指定の金額(申立前に裁判所にご相談ください。)	
	一時役員等(仮役員等)選任	1		1			11		2	1			2150円	裁判所指定の金額(申立前に裁判所にご相談ください。)	
民事非訟	所有者不明土地等管理命令	8					10	5	5		5	5	6000円	裁判所指定の金額(申立前に裁判所にご相談ください。)	

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同席	本人申立て	1,500円 (民訴費用法別 表第一の16 項,17項ホ)	右内訳合計額	110円×(債権者 数×2)+5枚	11859円 (官報公告費用)	郵便切手とは別に用意する ①申立人宛ラベルシールま たは封筒×5枚 ②債権者宛ラベルシールま たは封筒×1枚
	代理人申立て					郵便切手とは別に用意する ①申立人代理人宛ラベル シールまたは封筒×5枚 (裁判所で交付を受ける場 合は不要) ②債権者宛ラベルシールま たは封筒×1枚
管財	個人	1,500円 (民訴費用法別 表第一の16 項,17項ホ)	右内訳合計額	110円×(債権者 数×2)+5枚	15499円 (官報公告費用) (本人申立ての場合は裁判所指定の 金額を加算)	郵便切手とは別に用意する ①申立人代理人宛ラベル シールまたは封筒×5枚 (代理人が裁判所で交付を 受ける場合は不要) ②債権者宛ラベルシールま たは封筒×2枚
	法人	1,000円 (民訴費用法別 表第一の16項)	右内訳合計額	110円×(債権者 数×2)+5枚	14786円 (官報公告費用) (本人申立ての場合は裁判所指定の 金額を加算)	郵便切手とは別に用意する ①申立人代理人宛ラベル シールまたは封筒×5枚 (代理人が裁判所で交付を 受ける場合は不要) ②債権者宛ラベルシールま たは封筒×2枚
	債権者申立て	20,000円 (民訴費用法別 表第一の12項)	右内訳合計額	110円×(債権者 数×2)+5枚	裁判所指定の金額(申立前に裁判所 にご相談ください。)	郵便切手とは別に用意する ①申立人代理人宛ラベル シールまたは封筒×5枚 (代理人が裁判所で交付を 受ける場合は不要) ②債権者宛ラベルシールま たは封筒×2枚
	免責許可の申 立て	500円 (民訴費用法別 表第一の17項ホ)				

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		10,000円 (民訴費用法別 表第一の12項の 2)	右内訳合計額	110円×(債権者 数×3)+5枚 10円×10枚	13744円 (官報公告費用)	郵便切手とは別に用意する ①申立人代理人宛ラベル シールまたは封筒×5枚 (代理人が裁判所で交付を 受ける場合は不要) ②債権者宛ラベルシールま たは封筒×2枚